

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良）に係る面談
2. 日時：令和5年9月7日（木）14時00分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
椎名係長、山下安全審査専門職
検査グループ専門検査部門
川下企画調査官、丸山主任原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当3名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当7名（Web会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は、説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。

<実施計画変更認可申請書関係>

- 新たに設置する移送配管等については、使用前検査の対象となることから、検査における確認項目を整理し示すこと。

<まとめ資料関係>

- 本年7月5日の面談で伝えた内容（ポンプの電源周りの設計変更）が示されていないため、示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 9. 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理」に関して、新たに設置する移送配管等の仕様や施工方法について示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 14. ⑧信頼性に対する設計上の考慮」に関して、水撃の対策は必要ないとしているが、その評価結果に至った算出過程も示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表（案件：5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良）

- 特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項についてへの適合性について（5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良について）

以上